

令和6年度

100日間交通安全運動実施項目

期間：令和6年7月1日(月)～令和6年10月10日(木)



事業所では…

1. 交通安全運動ポスターを事務所、休憩室、控室等に掲示しましょう。
2. 安全運転啓蒙看板を作成し掲出しましょう。
四交協の交通安全対策費補助金支給制度をご利用ください。
 - 事業用自動車を10台以上又は保有する事業用自動車の過半数を、四交協で共済契約を締結している組合員は、看板作成費の内、上限1万円まで補助。ただし、年間2枚以内とします。



管理者は…

1. ドライバー研修、適性診断を積極的に行いましょう。また、外部の専門的機関を活用する等、事故防止に努めましょう。
2. ドライバーがストレスなく出発するために、気持ちのよい笑顔で送り出しましょう。



ドライバーは…

1. 日頃から体調管理を行い、運行の際には無理をせず、こまめに休息を取りましょう。また、適度な水分・塩分の補給は熱中症予防にも有効です。
2. 期間中は、「よく見る!」そして追突・交差点事故の根絶を目指し、無事故を達成しましょう。

● 四交協では、講習会、ドライバー研修、適性診断、安全対策費補助金支給制度等、組合員の皆様に対しての様々な事故防止事業を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：電話 **0877-85-7992** 安全対策部まで

主催



四国交通共済協同組合

後援

四国運輸局・中国四国管区警察局四国警察支局
四国トラック協会連合会・全国トラック交通共済協連合会